

第 1 2 章 開発審査会

(法第 7 8 条)

1 組織

開発審査会は、都市計画法の規定に基づき設置されるもので、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、知事が任命する 7 人の委員によって構成されています。

2 権限

(1) 審査請求に対する裁決 (法第 5 0 条第 1 項)

開発許可及び建築制限の許可等の処分若しくは不作為、又は監督処分についての審査請求に対する裁決を行います。

(2) 市街化調整区域における開発許可、建築等の許可に関する審議

都市計画法第 3 4 条第 1 4 号及び同法施行令第 3 6 条第 1 項第 3 号ホの規定に基づき、市街化調整区域において行われても支障のないもの又はやむを得ないものとして知事が許可をしようとする案件を審議します。

(3) 開発許可制度に関する重要事項の審議

都市計画法第 3 4 条第 1 1 号の規定により県の条例で指定する土地の区域の審議、その他開発許可制度に関する重要事項について審議します。